

令和三年十二月臨時会

令和 3 年第 2 回

菊陽町議会 12月臨時会会議録

令和 3 年 12 月 27 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

第2回菊陽町議会12月臨時会会議録

令和3年12月27日（月）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(令和3年第2回菊陽町議会12月臨時会)

令和3年12月27日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出承認第10号及び議案第63号を一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度菊陽町一般会計補正
予算（第8号））

日程第7 議案第63号 財産の処分について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君

2番 矢 野 厚 子 君

3番 大久保 輝 君

4番 阪 本 俊 浩 君

5番 西 本 友 春 君

6番 那 須 眞 理 子 君

7番 佐々木 理美子 君

8番 中 岡 敏 博 君

9番 北 山 正 樹 君

10番 布 田 悟 君

11番 坂 本 秀 則 君

12番 渡 邊 裕 之 君

13番 佐 藤 竜 巳 君

14番 甲 斐 榮 治 君

15番 岩 下 和 高 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 福 島 知 雄 君

18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書記 吉 本 香 奈 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

教 育 部 長 平 木 元 宏 君

総 務 部 長 板 楠 健 次 君

福 祉 生 活 部 長 兼
福 祉 課 長 矢 野 信 哉 君

健康保険部長兼
健康・保険課長 古 賀 直 之 君

経 済 部 長 兼 農 政 課 長 山 川 和 徳 君

土 木 部 長 兼
都 市 計 画 課 長 井 芹 渡 君

会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 川 上 一 弘 君

総 務 課 長 矢 野 博 則 君

財 政 課 長 澤 田 一 臣 君

子育て支援課長 和田 征 君
建設課長 矢野 和幸 君
総務課総務法制係長 小泉 秀和 君

商工振興課長 今村 太郎 君
下水道課長 丸山 直樹 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和3年第2回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番廣瀬英二君、2番矢野厚子さんを指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出承認第10号及び議案第63号を一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第4、町長提出承認第10号及び議案第63号の2件を一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和3年第2回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、年末の大変御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

急を要する案件が生じたので、本日、臨時会をお願いしたところであります。

それでは、提案しております2件の付議事件について提案理由を申し上げます。

承認第10号は、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）についての専決処分の承認を求めらるるものであります。

子育て世帯への臨時特別給付金について、対象1人当たり10万円を一括給付することとしたため、急を要する予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月17日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めらるるものであります。

なお、児童手当支給対象の世帯へは12月24日に給付を終えており、申請が必要な高校生以上の世帯等については1月以降の給付に向けて準備を進めているところでございます。

内容は、歳入歳出予算の総額に4億4,659万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を186億7,506万4,000円と定めるものであります。歳入は国庫支出金を4億4,659万5,000円増額するものであり、歳出は民生費を4億4,659万5,000円増額するものであります。

議案第63号は、財産の処分についてであります。

内容は、本町の第二原水工業団地整備区域の21万3,339.80平方メートルについて、台湾の世界的な半導体製造企業であるTSMCが12月10日に設立したジャパン・アドバンスト・セミコンダクター・マニュファクチャリング株式会社を相手方として財産処分を行うため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げますが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 承認第10号 専決処分の承認を求めらるることについて（令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第8号））**

○議長（上田茂政君） 日程第6、承認第10号専決処分の承認を求めらるることについて（令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

承認第10号の専決処分の承認を求めらるることについては、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対する給付金の追加支給など、急を要する予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月17日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げます、詳細につきましては質問に応じ、お答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に4億4,659万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億7,506万4,000円と決めました。

8ページをお開きください。2の歳入について御説明いたします。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金、説明欄の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金は、臨時特別給付金及び事務費に対する補助金で、4億4,659万5,000円増額しています。

下の9ページを御覧ください。3の歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の9新型コロナ対策事業費、節区分の19扶助費で説明欄の子育て世帯への臨時特別給付金は、12月の議会において議決いただいた児童手当支給要件児童や高校生等への児童1人当たり5万円の支給に加えて、残りの5万円分についても現金支給としましたので、8,918人分、4億4,590万円を増額しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第10号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第63号 財産の処分について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第63号財産の処分についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） おはようございます。

議案第63号財産の処分について御説明させていただきます。

最初に、議案内容の前に、本議案を上程するに至った経緯を御説明させていただきます。

11月10日に議員の皆様には御説明しましたとおり、11月9日の日に、本町の誘致企業である

ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社より、世界的な半導体製造企業である台湾のTSMCと合弁で会社を設立して、第二原水工業団地に共同で工場を建設したいとの連絡を正式に受けました。また、その内容は、同日の19時に、TSMCとソニーグループのホームページで公表されたところです。

本町としましては、TSMCとソニーグループが共同で工場を建設することについて、その投資や雇用による経済効果は本町だけではなく熊本県全体に大きなよい影響を与えるものであり、本町の将来にも大きな期待が持てる内容と、前向きに理解したところです。さらに、先日成立した国の経済対策補正予算には、今回の工場建設が対象と見込まれる補助金として6,170億円の予算が盛り込まれており、既に国家プロジェクトとして進めるべき事業と考えております。

共同で工場を建設する旨の連絡をいただいた後も先方とは協議を進めてきて、TSMCが新たに12月10日に設立したジャパン・アドバンスト・セミコンダクター・マニュファクチャリング株式会社と12月20日に土地譲渡仮契約を締結することができましたので、本日の臨時議会に財産の処分として上程させていただいた次第です。

続いて、議案内容を御説明いたします。

町長からの提案にもありましたように、本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、1の財産の内容ですが、種類が土地で、面積が21万3,339.8平方メートル。2の所在地が、第二原水工業団地の町有地の全域となる菊陽町大字原水字上大谷3787番地4ほか180筆。3の処分価格が17億3,000万円。4の処分方法が随意契約。5の相手方が、先ほど御説明しましたTSMCが新たに設立した新会社となり、住所が熊本県熊本市中央区下通1-3-8下通NSビル6階、会社名がジャパン・アドバンスト・セミコンダクター・マニュファクチャリング株式会社、代表者が代表取締役リョウ・ヨンハオ氏となります。

議案をめぐっていただきますと、参考資料として、航空写真に今回の譲渡区域を赤枠で示しています。土地譲渡区域と、その位置関係を御確認いただければと思います。

なお、土地譲渡価格の17億3,000万円についてですが、これまでも御説明してきましたとおり、用地取得に必要なとなった用地買収費用や支障物件の移転などの補償費、区域の測量や工業団地の設計に要した委託費、そのほかこれまで整備に必要なとなった町の経費を積み上げて算出しております。

また、土地契約の相手方となるジャパン・アドバンスト・セミコンダクター・マニュファクチャリング株式会社は、現在熊本市に本社が設置されていますが、今回譲渡する第二原水工業団地に工場が建設されれば、そちらの菊陽町原水に本社を移す予定とお聞きしております。

今回の土地譲渡完了後も、国家的プロジェクトとなっている今回の工場建設に向けてしっかり支援を続けていくとともに、工場建設、新規従業員の増などにより対応が必要となってくる

施策についても、先日設置しました菊陽町半導体産業企業誘致推進本部及びそのプロジェクトチームでスピード感を持って実施していきたいと考えております。

説明としては以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 議案第63号財産の処分について、4点質問をします。

1つは、この議案はTSMCとソニーの子会社JASMが計画している企業誘致の建設としての売却です。今回、国はその投資額約8,000億円の半額の約4,000億円をその企業に助成をすると見込まれています。特定の一企業に対しての助成としてはかつてない規模です。国の中小企業対策費は385万社で1,745億円の2倍以上に当たる国費、税金を注ぎ込むこととなります。私自身は、大企業への至れり尽くせりの支援だというふうに思います。国は、その一方で、当然増える社会保障費の伸び、自然増、2020年度見込額6,600億円を、高齢者への負担増、例えば窓口負担などを財源に4,400億円に圧縮することも決定しています。私は、今回の企業に多額の税金を投入することは町民の理解が得られないと考えますが、町長の見解をお尋ねをします。

2つ目に、企業進出に伴って地下水の減少などの影響があると思うが、どうかということです。

3つ目は、大企業の誘致によって地域経済が潤い、バラ色のように描かれますが、町にとって、税収など、どのような影響がどの程度あると考えているのか、町の見解をお尋ねします。

4番目は、TSMCは28ナノメートルの需要が終わった時点で撤退する可能性が高いのではないかと心配する、危惧する声もありますが、それについて今の段階でどのように考えておられるのかお尋ねをします。

4点については、今回、土地の売却ですけれども、大きな企業が来るということもありますので、以上4点について質問します。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、私のほうから最初の質問についてお答えをいたします。

第二原水工業団地において、TSMCとソニーグループが新会社を設立され、共同で工場を建設することについて、報道でも連日大きく取り上げておられ、国内外から大変注目をされていると認識しております。そのような中、先ほど議案説明にもあったように、今回の工場建設は国の経済対策補正予算での補助金の対象となるものと思われまます。国が半導体の国内生産などを国策として、国会で必要な議論を踏まえた上で成立した内容と承知しておりまして、私としても、その判断は日本の将来を考えた適切なものであると考えております。また、住民懇談会でも、町民の皆様から理解が得られないというような意見はお聞きしておらず、様々な御意

見があることは前提ですが、多くの町民の皆様が今回の国家的プロジェクトについて前向きに捉えていただいているものと思っております。

小林議員も御覧になりましたですかね。12月16日のNHKのクローズアップ現代で、半導体、大競争時代。見られたですか。

(16番小林久美子君「はい。町長が出られるとお聞きしましたので」の声あり)

見られたですか。あれを見られとるならば理解が得られるんじゃないかと私は思うところがありますけども、今回の社会保障費と比較するのは、予算の目的、使途が異なるために適当ではないと考えます。

あの中にもあったように、半導体に直接は関連しないけども、自動車のシートベルトを作るとる工場のことが出ておりましたけども、シートベルトを作るところに半導体が足りないということで、自動車会社が生産をできない状態であるということで、その人たちの仕事がなくなるというか、非常に厳しい状態が出ると。そういうふうなところも出ておりました。それと、半導体が足りないことで、パソコンやスマートフォン、家電から自動車まで、あらゆる電子製品の製造に欠かすことのできない半導体でありますので、そういう面から、いろんなところに聞いてみますと、ちょうど町の住民情報関係のほうでも業者が1月から入れ替わりますけども、そこのところに聞いても、半導体が不足して非常にどうなるだろうかと心配しとるというふうなことでありまして、これはそういうところから国の国家戦略の中であるということで、その辺は十分理解していただいて、繰り返しますけども、社会保障費とこれを比較するのは、予算の目的、使途が異なるために適当ではないと考えております。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、私のほうから、2つ目の地下水と3つ目の税収、それと4つ目の撤退の件について、お尋ねいただいたと思いますので、御回答させていただきます。

まず最初に、地下水のことについてですが、今回の工場に関しましては半導体の前工程を事業とされるところでありますので、多くの水を使用されるということは聞いております。具体的な地下水の採取量は、まだ現時点では未確定と聞いておりますので、今後、投資の具体的な内容が決定していく中で、熊本県の地下水条例等に基づき申請等が必要となつてまいりますので、関係機関において適切に処理されるものと考えております。

また、地下水の状況ですが、熊本県の公表している地下水の水位からは、平成17年を境に上昇傾向とされています。これは、各家庭の節水効果や農業関係の採取量の減少、各工場での水の再利用等が進んでいることが理由だと考えております。

なお、熊本県の地下水涵養指針では、事業者の地下水採取量の1割程度を涵養量の目標とされています。今回立地する工場については、さらなる地下水保全のために、その涵養量を採取量と同等程度行っていただくよう働きかけることによって地下水の保全を行っていきたいとい

うふうに考えております。

続いて、質問の3の税収についてですが、国内でも最大の規模となる大変大きな投資となりますので、固定資産税や町民法人税などの税収に大きな増収効果があるとは想定しております。しかしながら、まだ具体的に投資の内容が確定しておりませんので、その増収額等は算出できておりません。あわせて、雇用が1,500人となっていますので、その従業員の方が菊陽町に住んでいただくことにより、町民税の増や自宅等の建築による固定資産税の増、また従業員の皆様の日常生活における小売店、飲食店の売上増など、幅広く多くの経済効果があるとは考えております。今後、投資の内容が分かる中で、町への影響等の分析を行いまして、本町のまちづくりへの影響や将来の発展への寄与なども含めて、議会の皆様をはじめ町民の皆様にも正確に情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

最後に、28ナノの需要がなくなったら撤退するのではないかというような御質問だったかと思うんですが、今回の土地譲渡の契約について協議する中で、先方からは、大きな投資を行うこともあり、末永く菊陽町をはじめとするこの地域でしっかり発展していきたいというようなお話を何度となくお聞きしております。また、28ナノの需要が終わったら撤退とするようなことも全くお聞きしておりませんので、町としましてはそのような計画や事実はないというふうに考えております。今回工場を建設するJASMについても、これまで立地いただいた誘致企業様と同様に、町としては、国や熊本県と連携して、末永く本町で発展いただけるよう、しっかり支援してまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 何点か答えていただいたんですけども、一つは地下水の問題なんですけど、これから、今の時点ではどれだけ使うかということも分からないけれども、やっていくと。それで、涵養を増やしていくという答弁だったと思いますが、今回は今までと違って、国のプロジェクトということでかなり多額の税金が投入されるわけで、地下水などはどの程度の採取をして涵養するののかというのは公表していただけるかどうかを一つは質問します。

それから、もう一つなんですけれども、白川の中流域はすごく農業地帯で、そこが循環型の地下水資源を守るためにも非常に大事だということは理解してて、町長もその先頭に立っているんな協議会などもやられてると思います。農を守って水を守ることがずっと言われているということなんですけれども、全体としては、都市化とか人口増とか、工業団地とか増えるので、雨水の量とかにも関係するんですけれども、農業もしっかり守っていかないと水が守れないんじゃないかということも心配しています。湛水事業なども、涵養事業などもソニーなどもされていますが、そういうのはしっかり、企業が努力されていることは、今後、私は、これだけの税金を投入するのであれば、ぜひ公表してほしいと思いますが、その点がどうかということと、もう一つ心配するのは、実際、今のソニーは関連会社はあまり多くないですね。だ

から、ほかの自治体もこれだけの企業が来るということでいろいろ、益城だったり山鹿だったり菊池だったり阿蘇だったり、準備されてるんですけども、関連会社というのはあまり多くないんじゃないかと思いますが、その2点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、今いただきました御質問についてお答えさせていただきます。

まず最初は、地下水の採取量等の個別での公表ということだったかなと思うんですが、こちらにつきましては所管が熊本県となりますので、県の環境立県推進課のほうに確認したところ、基本的には個別での公表は行わないということで聞いておりますので、各会社ごとの公表はできないかなと思っております。ただ、ホームページ等では、各町、菊陽町や合志市やというところで、採取量というのは全体では示されておりますので、一つそれは参考になるかなというふうに思っております。

2つ目は、企業に公表を働きかけていくのかというような御質問だったかなと思うんですが、そちらにつきましては、先ほど県のほうからは個別での公表はできないという話だったんですが、企業様が同意すれば、自ら公表することは可能であるというふうな見解を聞いております。企業様としましても、ある企業様は採取量と同等程度の涵養を行っていらっしゃる企業様もいらっしゃいますので、そういったところは、小林議員がおっしゃったとおり、皆様に知っていただきたいところでもありますので、企業様と相談しながら、公表できないかということとは検討してまいりたいというふうに思っております。

最後に、前工程の事業者様については関連企業が多いのか少ないのかというところですが、基本的には半導体の企業様は多くの内容を開示されませんので、関連企業が多いか少ないかと聞かれますと、私どもでは大きくは内容は承知してないということになります。ほかの市町村の皆様が関連企業の誘致を行いたいというお考えについては、特段、私どもとしては、ほかの市町村様が行われるところですので、我々としては特段コメントするところではないかなと思っております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 私は、契約の内容についてお尋ねいたします。

私も、なりわい、仕事柄、注意する点でありますけれど、今度の相手方が、代表取締役も日本名でいくと廖永豪、リョウ・ヨンハオと言われましたけど、この代表取締役ですね。ほかも取締役はおると思いますけれど、国籍が相手が台湾ということでもありますけれど、確かにこの代表者とも会われたのかどうか。それと、本店所在地ですね。これかなり急いで設立をしたと思います。東京あたりの法律事務所も関係してると思いますけれど、下通1-3-8のこのビルの6階に確かにこの事務所があるのか。というのが、外国の企業が日本に進出して日本に法

人をつくる場合は、マネーロンダリング、資金洗浄の可能性もありますから、私たちは、私の本業ですね、やるときには、相手方を特定しろ。それから、確かに本店の所在地、そこに事務所があるのかどうか、これも特定しなさいというゲートキーパー法というところののっとしてやっております。この確認をされたのかどうか。

それともう一つ、所在地これ間違ってますね。上大谷3787番地とありますが、番ですね。地は、住所の場合に番地を使います。番ですね。これ間違い。ということでありますが、まず相手方の特定、ここをどの辺までされたのかどうかお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 今いただきました御質問についてお答えします。

最初に、御指摘のように、地番のところは番地の地は不要ですので、大変失礼しました。その点は修正させていただければと思います。

御質問にあった、リョウ・ヨンハオ氏と会ったことがあるかというようなことが最初の御質問だったかと思うんですが、こちらの方とはまだ面会はしておりません。ですので、担当者の方と協議を進めてきて仮契約を締結したということになっております。

それと、2つ目の住所に関しまして、所在地に関しましては、登記簿等、印鑑証明等を頂戴して内容を確認した上で、私が現地のほうに行きまして、会社の存在は確認しております。

簡単ですが、以上となります。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 現地に行った、下通のNSビル6階に行ったということですけど、誰かおったのかどうか。それと、代表者は確認してないということですけど、こういう場合は、その会社の代表者の委任を受けてやっとなという、そういう証明書もつけるんですけど、そういった書類とか出てたのかどうか、この点はどうですかね。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 現地の確認については、現地には伺ったのですが、まだ社員さんの配置等を行っておりませんので、会社のほうにどなたかいらっしゃったとかということとはございません。

それと、2つ目の御質問については、登記の委任状についてですが、そちらのほうは委任状等は頂いてないんですが、先ほど申し上げましたリョウ・ヨンハオ氏につきましては、TSMCでバイスプレジデントを務められてる方ということで、ホームページ等ではその立場等を確認させていただいております。

簡単ですが、以上となります。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） これで最後にしますが、非常に大事な契約ですから、今そこまではされてると、よく分かりましたけど、こういった場合には間に、普通、不動産の取引の場合は仲介の業者さん等が入りますけれど、その辺までは確認しとったが私はいいいと思いますよ。でな

いと、17億3,000万円も入ってくるわけであります。入ってくるけれど、出すほうだったら非常にリスクが伴いますけど、これだけの契約でありますから、国策的な事業でもありますけれど、間違いはないというのは分かります。分かりますけれど、契約は契約ですから、今のところだけはもう一度念を押して、今度これを基に売買契約を結ぶわけでありますから、そのときは必ずそういった書類は要ります。私は代表者の全権を受任して契約をするという立場にありますということになります。それから、その先は登記手続まで行きますから、非常に重要なことです。そこまでやっておいたがいいと思いますので、代表者が日本におるといふ場合とは違いますけれど、その辺のところを心がけて契約に臨んでいただきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 今のは……

（10番布田 悟君「要望で」の声あり）

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 大変喜ばしい契約だと思いますが、1点、全員協議会で質問もいたしました、一部買収に応じなかったところがございますね。あの後どうなったのか。今回の契約にはそこが入ってないのかですね。そのときに山川部長のお話だと、説明をして今後も交渉していくというふうなお話だったと思いますが、もう既に今回仮契約をする中に、恐らく図面でぼこっとなってる部分がそこだと思います。今後、仮に地主さんから提供いただいた場合、そこは再度JAS M側に売ることか。また、今後、道幅を広げて、対面側もいろいろとあると思いますが、そこと併せてやるのか。今後のそこの部分、取得した財産の部分はどうか処分されるのかについてお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問のとおり、まだ未買収でございます。ただ、相手方とは粘り強く交渉を行っております。今後の進め方なんですけども、我々が買収するのか、直接されるのか、今後は相手方と三者できちっと整理して持っていきたいと思っておりますし、粘り強く交渉に臨みたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（16番小林久美子君「棄権しますので外に出ます」の声あり）

(9番北山正樹君「もう駄目ですよ。議長が宣言してるんですから。採決してください」の声あり)

退席するなら退席してください。

賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(上田茂政君) 賛成多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和3年第2回菊陽町臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時37分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 廣 瀬 英 二

菊陽町議会議員 矢 野 厚 子

菊陽町議会会議録  
令和3年第2回12月臨時会

令和3年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田茂政

編集人 菊陽町議会事務局長 東 桂一郎

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919